

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後					現 行				
第1～第6 （略）					第1～第6 （略）				
別 表					別 表				
名 称	事業要綱等	年 月 日	番 号	通 知 者	名 称	事業要綱等	年 月 日	番 号	通 知 者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
直轄海岸保全施設整備事業	海岸法	昭和31年5月12日	法律第101号		直轄海岸保全施設整備事業	海岸法	昭和31年5月12日	法律第101号	
<u>海岸保全施設整備連携事業</u>	<u>農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱</u>	<u>平成31年3月29日</u>	<u>30農振第3448号</u>	<u>農林水産事務次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。